

国立市子どもの人権オンブズマン実施方針

平成 29 年 8 月 3 日
オンブズマン会議決定

1. 趣 旨

平成 6 (1994) 年、児童の権利に関する条約が日本において批准されてから、早くも 20 年以上が経過した。しかしその間においても、なお、我が国において児童虐待やいじめ等の重大事案を含めた子どもの人権侵害に関する報道が途切れることはなく、少子化時代における子どもの人権擁護は以前にも増して重要な行政課題となっている。

国立市では、これまでの市における議論等を視野に入れ、児童の権利に関する条約に基づく権利及び自由を保障し、子どもに係る全ての活動における子どもの最善の利益を第一に考え、平成 29 (2017) 年 4 月、国立市子どもの人権オンブズマン (以下「子どもオンブズマン」という。) を新たに創設した。子どもが生き、育ち、発達する権利並びに参加して意思表明を行う権利を尊重し、子どもの人権が正当に擁護される社会を実現することは、地域に最も密接した市行政の重要な使命であると考えている。

市ではこれらのことを踏まえ、子どもオンブズマンの理念をあらためて確認するとともに、子どもの人権に関する専門性を背景に、第三者性 (独立性) を有する公正・中立な公的機関としての子どもオンブズマンが地域社会から信頼・支持され、より効果的な制度となるよう、以下のとおり実施方針を定める。

2. 定 義

この制度において、子どもの人権とは、児童の権利に関する条約に基づき、ユニセフ (unicef: 国際連合児童基金) が提唱する 4 つの基本的な権利、すなわち、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を軸とした権利体系をいう。

3. 対 象

市内居住、在学、若しくは在勤の子ども (この制度において、子どもとは、18 歳未満のすべての者をいう。)

4. 基本理念

子どもオンブズマンは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の内容を十分に踏まえ、子どもが権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく権利及び自由を保障されるよう、子どもに関する全ての活動において、常に子どもの最善の利益を第一に考えて行動する。あわせて、子どもオンブズマンは子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもを個別具体的な人権侵害から救済するとともに、その過程において子ども自身の人権意識と自己肯定感を育み、ときに子どもの気持ちを代弁することでエンパワメントを支援し、子どもの相談する力や自ら問題解決に臨む力の育成を図る。

さらに、これらのことを市民に対しても周知・啓発することで、いじめや虐待などの子どもの人権を侵害する重大な事案に対し、社会全体で責任を持って対応することのできる地域力を育成するとともに、子どもの人権が正当に擁護され、地域で子どもが安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざす。

5. 取組方針

(1) 子どもの最善の利益に主眼をおいた実施体制の確立

子どもの権利を国際的な基準や価値観で捉え直すとともに、子どもの最善の利益を考慮し、児童の権利に関する条約に規定される内容を基本的な行動規範とする。

(2) 子どもがアクセスしやすく安心して相談できる場の提供

声をあげにくい子どもの特性に配慮し、子どもや周囲の大人に向けて周知を徹底するとともに、子どもの秘密を守るなど、相談しやすい場所や人間関係を提供する。

(3) 傾聴及び寄り添い姿勢を基盤とした子どもとの信頼関係の構築

子どもの視点に立ってその存在を受け止め、福祉的・心理学的な対人援助技術も活用する中で子ども主体の支援を行い、子どもとの対話を通して信頼関係を構築する。

(4) アウトリーチ型のアプローチによる相談支援と啓発活動

待ちの姿勢ではなく学校や地域等に積極的に出向いていくことで、子どもの人権侵害事案を捕捉できる機会を増やすとともに、本制度及び子どもの人権自体への理解を促す。

(5) 解決に向けた相談、助言、支援、調整機能の積極的な活用

個別具体的な案件に関して調整機能を最大限発揮することで、子ども自身の問題解決能力を育成するとともに、子どもの人権侵害を未然に防止する社会環境作りを行う。

(6) 地域社会における関係機関等との包括的かつ継続的なネットワークの構築

子どもの人権擁護・救済という目的のもと、子どもに日々接している福祉・保育・教育等の機関や民間団体や地域との間で緊密に連携を行い、必要に応じて見守り等を行う。

(7) 意見表明及び是正勧告の効果的な活用

オンブズマンが調査した結果、子どもに関する施策や仕組み自体を改善する必要性を認めた場合には、意見表明や是正勧告を効果的に活用して改善を求める。

(8) 子どもの参加・議論を通じた、子どもの権利の明確化と共有

子ども自身の参加・議論を通して、子どもの人権とは何かを再確認するとともに、情報提供や啓発活動、勉強会等により、市民等の間においてそのことを共有する。

(9) 子どもオンブズマン制度等の定期的な検証及び改善

定期的に、子どもオンブズマン制度自体あるいは子どもの人権に関わる社会制度の検証を行い、より効果的かつ予防的な制度となるよう適宜改善を行う。

6. 施行

本実施方針は、平成 29 年 8 月 3 日から施行する。